

2004年11月10日

環境省 総合環境政策局 環境経済課

平田 哲人 様

国際環境 NGO FoE Japan 中澤 健一
(財)地球・人間環境フォーラム 坂本 有希

グリーン購入法特定調達品目の判断基準についてのお願い

前略、平素より大変お世話になっております。

世界の数多くの環境団体が、現在も続く世界的な天然林の減少・劣化を憂慮しております。とりわけ、日本が輸入している建築用木材の主な供給国となっている、カナダやロシア、インドネシアなどでは商業伐採のほとんどが天然林を対象としたものであり、貴重性の高い森林や原生的森林の生態系が劣化しております。また、違法伐採が蔓延している地域や、現地の森林を生活の拠り所とする先住民や地域住民と伐採事業者との対立も生じている地域もあります。

グリーン購入法に基づいて、国が調達する木製品については、16年度の特定調達品目の「製材等」「再生木質ボード」が対象になっており、現在の判断基準では、間伐材や製材残材などの再生材や未利用資源の活用が意図されたものとなっています。これ自体は大変歓迎できるものですが、これらが入手困難な場合や要求性能に見合わない場合は、基準外のものも可能となっています。また、集成材・合板においては、これらの原料が体積比割合で10%以上であれば可という基準になっています。

例えば、傷のつきにくいことが求められるフローリング用材として、間伐材では性能要求を満たせないということから、極東ロシア産のナラなどの広葉樹材が使われることもあるでしょう。また、スギ間伐材が10%含まれているが残り90%はシベリアのカラマツで作られた合板が使われることもあるでしょう。現状の判断基準では、貴重性の高い森林から伐採され、生態系にダメージを与えるものであっても、これを防ぐことはできない状況になっています。

先月のヒアリングを含め、これまでの話し合いの経緯から、主として以下の4点が今後の検討課題であると認識しております。

- ・ 原産地の森林管理の水準をどのように判断するか
- ・ 認証を判断基準とした場合、種々の認証制度をどのように客観的に判断するか
- ・ 認証を取得していないが同等の施業をしている森林に対して差別的にならないか
- ・ 上記事項について WTO ルールとの整合性を確保すること

以上のような事情を考慮し、下記の2点についてご対応いただきたく、お願いを申し上げます。

1. 上記4点の課題について検討を進め、できるだけ速やかに「判断の基準」に反映する
2. 「配慮事項」として、再生材や未利用資源以外の原料木材について、原産地の確認、適切な森林管理が行われていること を明記する

ご多忙の折、大変恐縮では御座いますが、何卒よろしくお願い申し上げます。 早々